

1	(略)
2	
3	第2 設問2について
4	1 独立当事者参加は認められるか
5	(1) Fは「訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の
6	権利であることを主張する第三者」に該当するか
7	(民訴法47条1項)。
8	本件における「訴訟の目的」とは、AのCに対
9	する所有権に基づく妨害排除請求権としての所有
10	権移転登記手続請求権である。そして、本件のよ
11	うな債権者代位訴訟の場合には、「自己の権利であ
12	ることを主張する」とは、債権者であるFがAの
13	権利について財産管理処分権を有しており、一方
14	で同じ債権者であるBには財産管理処分権が認め
15	られないような両立できない関係をいうと解する。
16	(2) そもそも、債権者代位訴訟を先に提訴した債権
17	者が、債務者の当該権利についての財産管理処分
18	権を独占的に行使できるというのは、債権者平等
19	の原則に反するものである。また、当該債権者の
20	能力不足などで責任財産の保全ができないといっ
21	た場合に、他の債権者が財産管理処分権を行使で
22	きないというのも不当である。
23	そこで、後から訴訟に参加した債権者にも先に
24	参加した債権者と同様に財産管理処分権を認める

1	べきである。そうすると、債権者Fは債務者Aの
2	権利について債権者Bとともに権利を行使する関
3	係にあり、両立しているといえるので、「自己の権
4	利であることを主張する」とはいえない。
5	(3) したがって、Fは独立当事者参加をすることは
6	できない。
7	2 共同訴訟参加は認められるのか
8	(1) 本件の「訴訟の目的」であるAのCに対する所
9	有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転
10	登記手続請求権は、「当事者の一方」である原告B
11	「及び第三者」であるFについて「合一にのみ確
12	定すべき場合」といえるか（民訴法52条1項）。
13	ここでいう「合一にのみ確定すべき場合」とは、
14	必要的共同訴訟をさす（民訴法40条）。
15	原告Bは訴訟の当初から単独で原告適格を有し
16	ていたので固有必要的共同訴訟ではない。そこで、
17	Fが加わることで二人そろわないと原告適格が認
18	められない関係にある類似必要的共同訴訟にあた
19	るかどうかが問題となる。
20	(2) 前述したように、Fが債権者代位訴訟を提起し
21	た場合にはBとFとで財産管理処分権を共同して
22	行使する関係にたつ。そうだとすれば、BとFと
23	に債権者代位訴訟の原告適格が認められる。また、

1	
2	仮にFが参加しないまま、BとCとの間で判決が
3	出た場合、勝敗に関係なく判決の効力は債務者A
4	に及ぶ（民訴法115条1項2号）。そして、紛争
5	の1回的解決の要請及び第三債務者Cの保護のため、その反射的効果として債務者Aのすべての債
6	権者にも及ぶと解するべきである。そうすると、
7	FとBが別々の裁判所で債権者代位訴訟を提起す
8	ると判決の矛盾・抵触が起こってしまうので、「合
9	一にのみ確定すべき場合」として類似必要的共同
10	訴訟となると解するべきである。
11	(3) したがって、Fは「共同訴訟人として」BC間
12	「の訴訟に参加することができる」。
13	(略)
14	
15	以上
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	